省令

○総務省令第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月五日

総務大臣　川端　達夫

外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表欧州の項中

在ハンガリー日本国大使	ハンガリー共和国

を

在ハンガリー日本国大使	ハンガリー

に改め、同表大洋州の項中

在キリバス日本国大使	キリバス共和国

を

在キリバス日本国大使	キリバス共和国
在クック日本国大使	クック諸島

に改め、同表アフリカの項中

在南アフリカ共和国日本国大使	南アフリカ共和国

を

在南アフリカ共和国日本国大使	南アフリカ共和国
在南スーダン日本国大使	南スーダン共和国

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ニュージーランド日本国大使（クック諸島の区域を管轄する場合に限る。）	在クック日本国大使
在スーダン日本国大使（南スーダン共和国の区域を管轄する場合に限る。）	在南スーダン日本国大使

○外務省令第十四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第四条第四項並びに第十二条の二第三項及び第七項の規定に基づき、住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月五日

外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則（昭和四十四年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「在外職員」の下に「（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項の規定により住居手当が一括して支給されている職員を除く。）」を加える。

第四条第二項中「在外職員」の下に「（法第四条第四項の規定により住居手当が一括して支給されている職員を除く。）」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

（住居手当の支給方法の特例）

第十二条　法第四条第四項に規定する「外務大臣が認めるとき」とは、二箇月以上の期間の家賃の前払をしなければ在外公館において勤務するのに必要な住宅を安定的に確保することができないと外務大臣が認める地において、赴任又は転勤のため新在勤地に到着し、その後最初に入居する住宅（その住宅が一時的に居住するホテル等である場合を除く。）に係る賃貸借契約をしたときに限る。

2　法第四条第四項の規定により住居手当を一括して支給した場合において、一括支給期間中に当該職員に係る住居手当の限度額及び家賃の額に変更を生じたときは、当該変更を生じた日の属する月の下旬に、当該一括支給期間の各月の住居手当の月額を合算した額が第四条第四項の規定により一括して支給した額（以下「一括支給額」という。）を超える場合にあつてはその差額を支給し、当該合算した額が一括支給額に満たない場合にあつてはその差額を返納させるものとする。

3　一括支給期間の終了日（その日が月の末日である場合を除く。）の翌日から当該終了日の属する月の末日までの期間の住居手当の支給額は、当該月の住居手当の月額から、一括支給額のうち当該月分の支給額を減じた額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月五日

外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。